

# 国立大学法人岡山大学管理学則

平成 16 年 4 月 1 日  
岡 大 学 則 第 1 号

改正 平成 17 年 3 月 24 日学則第 1 号

平成 18 年 1 月 26 日学則第 1 号

平成 18 年 3 月 30 日学則第 4 号

平成 19 年 2 月 1 日学則第 1 号

平成 19 年 3 月 30 日学則第 3 号

## 第 1 章 法人

### 第 1 節 総則

#### (法人の目的)

第 1 条 国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）は、岡山大学を設置し、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

#### (業務の範囲等)

第 2 条 法人は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 岡山大学（以下「本学」という。）を設置し、これを運営すること。
  - 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
  - 三 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
  - 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
  - 五 本学における研究の成果を普及し、及びその活動を推進すること。
  - 六 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって国立大学法人法施行令（平成 15 年政令第 478 号）で定めるものを実施する者に出資すること。
  - 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 法人は、前項第 6 号に掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

### 第 2 節 役員及び職員組織等

#### (役員)

第 3 条 法人に、役員として学長、理事及び監事を置く。

- 2 学長は、法人の長であるとともに、第 28 条に定める学長となる。
- 3 役員に関し必要な事項は、別に定める。

#### (職員)

第 4 条 法人に次の職員を置く。

- 一 一般職員
  - 二 教育職員
  - 三 医療職員
  - 四 その他の職員
- 2 職員の職務は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の定めるところによるほか、学長が定めるものとする。
- 3 第 1 項第 2 号の教育職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手を教員という。

4 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(法人監査室)

第5条 法人に、法人が定めた方針及び施策に沿って適切に業務が行われているか監査し、併せて監事との連携及び会計監査人との連絡調整を行うため、法人監査室を置く。

2 法人監査室に関し、必要な事項は、別に定める。

### 第3節 会議

(役員会)

第6条 法人に、法人の重要な事項について学長の意思決定に先立ち議決を行う機関として、役員会を置く。

2 役員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第7条 法人に、経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第8条 法人に、教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(学長選考会議)

第9条 法人に、学長候補者選考等を行う機関として、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第2章 大学

### 第1節 大学の目的等

(大学の目的)

第10条 本学は、広く知識を受け深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、日本国家及び社会の有為な形成者を育成するとともに、学術の深奥を究めて、世界文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第11条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について、全学及び学部等ごとに自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

3 第1項の自己評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者の評価を受けるものとする。

4 自己評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表等)

第12条 本学は、教育研究及び組織運営の状況等について、全学及び部局ごとに定期的に公表するとともに、刊行物、ホームページ等への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

### 第2節 大学の構成

(学部・学科・課程等)

第13条 本学に次の学部及び学科又は課程を置く。

学 部	学 科 ・ 課 程
文学部	人文学科
教育学部	学校教育教員養成課程 養護教諭養成課程
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理学科 化学科 生物学科 地球科学科
医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科
薬学部	薬学科 創薬科学科
工学部	機械工学科 物質応用化学科 電気電子工学科 情報工学科 生物機能工学科 システム工学科 通信ネットワーク工学科
環境理工学部	環境数理学科 環境デザイン工学科 環境管理工学科 環境物質工学科
農学部	総合農業科学科

2 学部又は学科に講座又は科目を置く。

(大学院)

第14条 本学に大学院を置く。

(専攻科)

第15条 本学に次の専攻科を置く。

特別支援教育特別専攻科

(別科)

第16条 本学に次の別科を置く。

養護教諭特別別科

(附置研究所)

第17条 本学に次の附置研究所を置く。

資源生物科学研究所

2 附置研究所に研究部門を置く。

(附属病院)

第18条 医学部及び歯学部の附属の教育研究施設として、医学部・歯学部附属病院（以下「附属病院」という。）を置く。

(学部及び研究科附属の教育研究施設等)

第19条 本学に次の学部附属の教育施設又は研究施設を置く。

教育学部 教育実践総合センター

理学部 臨海実験所、界面科学研究施設

農学部 山陽圏フィールド科学センター

医歯薬学総合研究科 薬用植物園

2 本学に次の附置研究所附属の研究施設を置く。

資源生物科学研究所 大麦・野生植物資源研究センター

(学内共同教育研究施設)

第20条 本学に、教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次の学内共同教育研究施設を置く。

総合情報基盤センター

自然生命科学研究支援センター

産学官融合センター

国際センター

教育開発センター

(学内共同利用施設)

第21条 本学に、職員その他の者が共同して利用する施設として、学内共同利用施設を置く。

(全国共同利用施設)

第22条 本学に、大学教員その他の者で、当該施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させ、もって学術研究の発展に資するための施設として、次の全国共同利用施設を置く。

地球物質科学研究センター

(附属学校)

第23条 本学に次の学部附属学校を置く。

教育学部 附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園

(附属図書館)

第24条 本学に附属図書館を置く。

2 前項の附属図書館に分館を置く。

(保健環境センター)

第25条 本学に、学生及び職員の健康管理・健康増進並びに環境管理及び安全衛生管理に関する専門的業務を一体的に行い、環境の保全及び安全・衛生の充実を図るため、次の施設を置く。

保健環境センター

(規則)

第26条 第13条から第25条までに関し、必要な事項は、別に定める。

### 第3節 機構

(機構)

第27条 本学に、本学の重要な目的を達成するため、主体的に企画、立案し、及び実施する組織として機構を置く。

2 機構に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 第4節 職員組織その他

(学長)

第28条 本学に学長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第29条 本学に副学長を置く。

2 副学長は、学長の職務を助ける。

(学部長)

第30条 本学の各学部に学部長を置く。

2 学部長は、その学部に関する校務をつかさどる。

(副学部長)

第31条 本学の各学部に副学部長を置くことができる。

2 副学部長は、学部長の職務を助ける。

(学科長)

第32条 学科に学科長を置くことができる。

2 学科長は、その学科に関する事項を整理する。

(資源生物科学研究所の所長)

第33条 資源生物科学研究所に所長を置く。

2 所長は、資源生物科学研究所に関する事項を掌理する。

(副所長)

第34条 資源生物科学研究所に副所長を置くことができる。

2 副所長は、所長の職務を助ける。

(病院長)

第35条 附属病院に病院長を置く。

2 病院長は、附属病院に関する事項を掌理する。

(副病院長)

第36条 附属病院に副病院長を置くことができる。

2 副病院長は、病院長の職務を助ける。

(学部附属の教育研究施設等の長)

第37条 本学の学部附属の教育施設及び研究施設並びに資源生物科学研究所附属の研究施設にそれぞれ長を置く。

2 前項の教育施設及び研究施設の長は、当該学部長又は資源生物科学研究所長の命を受け、その施設に関する事項を処理する。

(学内共同教育研究施設等の長)

第38条 学内共同教育研究施設及び学内共同利用施設にそれぞれ長を置く。

2 前項の施設等の長は、その所掌する施設に関する事項を掌理する。

(学内共同教育研究施設等の副施設長)

第39条 学内共同教育研究施設及び学内共同利用施設に副施設長を置くことができる。

2 副施設長は、施設長の職務を助ける。

(地球物質科学研究センターの長)

第40条 地球物質科学研究センターにセンター長を置く。

2 センター長は、地球物質科学研究センターに関する事項を掌理する。

(副センター長)

第41条 地球物質科学研究センターに副センター長を置くことができる。

2 副センター長は、センター長の職務を助ける。

(附属学校園の長)

第42条 附属学校に校長（幼稚園にあっては園長）を置く。

- 2 附属学校の校長及び園長は、教育学部長の命を受け、その学校及び園に関する事項を処理する。

(附属図書館長及び分館長)

第43条 附属図書館に館長を置き、分館に分館長を置く。

- 2 附属図書館長は、附属図書館に関する事項を掌理する。  
3 分館長は、附属図書館長の命を受け、分館に関する事項を処理する。

(副図書館長)

第44条 図書館に副図書館長を置くことができる。

- 2 副図書館長は、図書館長の職務を助ける。

(保健環境センターの長)

第45条 保健環境センターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、保健環境センターに関する事項を掌理する。

(副センター長)

第46条 保健環境センターに副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、センター長の職務を助ける。

(事務組織)

第47条 本学に、事務組織を置く。

- 2 事務組織に、事務職員その他必要な職員を置く。  
3 事務組織に関し、必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第48条 本学の学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

- 2 名誉教授の称号の授与に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第5節 会議

(部局連絡会)

第49条 本学に、円滑な大学運営に資するため、部局連絡会を置く。

- 2 部局連絡会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教授会等)

第50条 本学の各学部、大学院の各研究科（教育学研究科を除く。）、資源生物科学研究所及び地球物質科学研究センターにそれぞれの教育研究に関する重要事項を審議する組織として、教授会を置く。

- 2 自然生命科学研究支援センター、国際センター、教育開発センター、外国語教育センター、アドミッションセンター、廃棄物マネジメント研究センター、医療教育統合開発センター、学生支援センター及び保健環境センターに、教授会として運営委員会を置く。  
3 教授会及び教授会としての運営委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第6節 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(組織的研修等)

第51条 本学は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、全学及び学部等ごとに組織的な研修及び研究を実施するものとする。

## 第7節 学生の定員等

### (収容定員等)

第52条 学部、学科等別収容定員等は、別表第1のとおりとする。

## 第3章 大学院

### 第1節 大学院の目的等

#### (大学院の目的)

第53条 岡山大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことの目的としたものは、専門職大学院とする。

#### (自己評価等)

第54条 大学院は、教育研究の向上を図るとともに、前条の目的及び第57条から第59条までの規定による修士課程、博士課程又は専門職学位課程の目的並びに社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について、大学院及び研究科ごとに自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

3 第1項の自己評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

4 前項に定めるもののほか、専門職学位課程にあっては、当該専門職学位課程の設置の目的に照らし、教員組織その他教育研究活動の状況について、定期的に認証評価を受けるものとする。

5 自己評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

#### (教育研究等の状況の公表)

第55条 大学院に係る教育研究等の状況の公表については、第12条の規定を準用する。

### 第2節 大学院の構成

#### (研究科、専攻、課程及び講座)

第56条 大学院に置く研究科及び専攻並びにその課程の別は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
教育学研究科	学校教育専攻、障害児教育専攻、国語教育専攻、社会科教育専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、音楽教育専攻、美術教育専攻、保健体育専攻、技術教育専攻、家政教育専攻、英語教育専攻、養護教育専攻、学校教育臨床専攻、カリキュラム開発専攻、教育組織マネジメント専攻	修士課程
社会文化科学研究科	社会文化基礎学専攻、比較社会文化学専攻、公共政策科学専攻、組織経営専攻	博士課程 (前期2年)

	社会文化学専攻	博士課程 (後期 3 年)
自然科学研究科	数理物理科学専攻, 分子科学専攻, 生物科学専攻, 地球科学専攻, 機械システム工学専攻, 電子情報システム工学専攻, 物質生命工学専攻, 生物資源科学専攻, 生物圏システム科学専攻	博士課程 (前期 2 年)
	先端基礎科学専攻, 産業創成工学専攻, 機能分子化 学専攻, バイオサイエンス専攻, 地球物質科学専攻	博士課程 (後期 3 年)
保健学研究科	保健学専攻	博士課程 (前期 2 年)
	保健学専攻	博士課程 (後期 3 年)
環境学研究科	社会基盤環境学専攻, 生命環境学専攻, 資源循環学 専攻	博士課程 (前期 2 年)
	社会基盤環境学専攻, 生命環境学専攻, 資源循環学 専攻	博士課程 (後期 3 年)
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻	修士課程
	創薬生命科学専攻	博士課程 (前期 2 年)
	生体制御科学専攻, 病態制御科学専攻, 機能再生・ 再建科学専攻, 社会環境生命科学専攻	博士課程
	創薬生命科学専攻	博士課程 (後期 3 年)
法務研究科	法務専攻	専門職学位 課程

- 2 社会文化科学研究科, 自然科学研究科, 保健学研究科, 環境学研究科及び医歯薬学総合研究科の創薬生命科学専攻は, 前期 2 年の博士課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期 3 年の博士課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する博士課程とし, 博士前期課程は, これを修士課程として取り扱い, 医歯薬学総合研究科の生体制御科学専攻, 病態制御科学専攻, 機能再生・再建科学専攻, 社会環境生命科学専攻は, 医学及び歯学を履修する博士課程(以下「医学及び歯学の博士課程」という。)とする。
- 3 教育学研究科の学校教育臨床専攻及び教育組織マネジメント専攻は, 専ら夜間において教育を行う専攻とする。
- 4 法務研究科の課程は, 第 60 条で定める法科大学院の課程とする。
- 5 研究科に講座を置き, その種類その他必要な事項は, 別に定める。

6 第1項から第5項までに定めるもののほか、研究科に関し、必要な事項は、別に定める。

(修士課程)

第57条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うこととする。

(博士課程)

第58条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専門職学位課程)

第59条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととする。

(法科大学院の課程)

第60条 前条の専門職学位課程のうち、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする課程は、当該課程に関し、法科大学院の課程とする。

(兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の教育研究の実施)

第61条 兵庫教育大学大学院の連合学校教育学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学、兵庫教育大学、上越教育大学及び鳴門教育大学が協力するものとする。

2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は、兵庫教育大学、上越教育大学及び鳴門教育大学の教員とともに、本学教育学部及び教育学研究科の教員が担当し、又は分担するものとする。

### 第3節 教員組織

(教員組織)

第62条 研究科の教員組織は、各研究科において定めるものとする。

2 研究科の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。

3 研究科の研究指導は、教授又は准教授が担当するものとする。ただし、研究科において必要があると認めるときは、講師に担当若しくは分担させ、又は助教に分担させることができる。

(研究科長)

第63条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、その研究科に関する校務をつかさどる。

(副研究科長)

第64条 本学大学院の各研究科に、副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。

(専攻長)

第65条 大学院の研究科の専攻に、専攻長を置くことができる。

2 専攻長は、その専攻に関する事項を整理する。

### 第4節 会議

(研究科委員会)

第66条 教育学研究科に学位論文の審査、試験その他学事管理を行うため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第5節 教育内容等の改善のための組織的な研修等 (組織的研修等)

第66条の2 大学院は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、研究科ごとに組織的な研修及び研究を実施するものとする。

## 第6節 学生の定員等 (収容定員等)

第67条 研究科専攻別収容定員等は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

## 第4章 雜則

### (学則の改廃)

第68条 この学則の改廃は、役員会の議を経て行う。

2 前項の役員会の審議に先立ち、法人の経営に関する部分については経営協議会において、国立大学法人の経営に関する部分を除く部分については教育研究協議会において審議を行うものとする。

### 附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第13条及び第56条の規定にかかわらず、岡山大学学則等を廃止する規則（平成16年岡大規則第1号）第1条の規定により廃止される岡山大学学則（以下「旧学則」という。）及び岡山大学大学院学則（以下「旧大学院学則」という。）の規定により置かれた下表に掲げる岡山大学及び岡山大学大学院の学部及び学科並びに研究科及び専攻は、平成16年3月31日に当該学部等に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

学部又は研究科	学科又は専攻
岡山大学	文学部 人間学科、行動科学科、歴史文化学科、言語文化学科
	教育学部 小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、特別教科（美術・工芸）教員養成課程
	法学部第二部 法学科
	経済学部第二部 経済学科
	薬学部 薬学科
	工学部 精密応用化学科
岡山大学大学院	文学研究科 人間学専攻、行動科学専攻、歴史文化学専攻、言語文化学専攻
	法学研究科 法務専攻、公共政策専攻、地域法政専攻

経済学研究科	経済学専攻
医学研究科	生理系, 病理系, 社会医学系, 内科系, 外科系
歯学研究科	歯学専攻
文化科学研究科	人間社会文化学専攻, 産業社会文化学専攻
自然科学研究科	物質科学専攻, 生物資源科学専攻, システム科学専攻, 知能開発科学専攻

- 3 前項の規定により存続する学部等における学生の教育に係る事項については、旧学則又は旧大学院学則の例によるものとする。
- 4 旧学則第20条の規定に定める第二部主事は、法学部第二部及び経済学部第二部が存続する間、それぞれ置くものとする。
- 5 別表第1の規定にかかわらず、平成16年度から平成19年度までの文学部、法学部、経済学部及び歯学部並びに合計の収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学科・課程		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
文学部	人文学科		人 175	人 350	人 525	人 700
	従前の学科	人間学科	90	60	30	0
		行動科学科	90	60	30	0
		歴史文化学科	120	80	40	0
	言語文化学科		225	150	75	0
計			700	700	700	700
法学部	法学科					
	昼間コース		205	410	615	820
	夜間主コース		20	40	60	80
	従前の学科	法学科	615	410	205	0
従前の 第二部	法学科		260	190	120	60
	計		1,100	1,050	1,000	960
経済学部	経済学科					
	昼間コース		205	410	615	820
	夜間主コース		40	80	120	160
	従前の学科	経済学科	615	410	205	0
従前の 第二部	経済学科		260	190	120	60
	計		1,120	1,090	1,060	1,040
歯学部	歯学科		350	350	350	350
	計		350	350	350	350
合 計			9,560	9,480	9,400	9,340

6 別表第2の規定にかかわらず、平成16年度及び平成17年度の文学研究科、教育学研究科の家政教育専攻、教育組織マネジメント専攻及び計、法学研究科、経済学研究科、文化科学研究科、医歯学総合研究科の社会環境生命科学専攻及び計並びに合計の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名		専攻名	修士課程		医学及び歯学の博士課程		
			博士前期課程		博士後期課程		
			平成 16年度	平成 17年度	平成 16年度	平成 17年度	
従前の 研究科	文学研究 科	人間学専攻	8	0	—	—	
		行動科学専攻 標準在学コース	5	0	—	—	
		長期在学コース(3年)	2	1	—	—	
		歴史文化学専攻	10	0	—	—	
		言語文化学専攻	18	0	—	—	
		計	43	1	—	—	
教育学研究科		家政教育専攻	7	6	—	—	
		教育組織マネジメント専攻	6	12	—	—	
		計	13	18	—	—	
従前の 研究科	法学研究 科	法務専攻	16	0	—	—	
		公共政策専攻	12	0	—	—	
		地域法政専攻	12	0	—	—	
		計	40	0	—	—	
	経済学研 究科	経済学専攻	18	0	—	—	
文化科学研究科		計	18	0	—	—	
		社会文化基礎学専攻	30	60	—	—	
		比較社会文化学専攻	42	84	—	—	
		経営政策科学専攻	28	56	—	—	
		社会文化学専攻	—	—	12	24	
		従前の 専攻	—	—	12	6	
		人間社会文化学 専攻	—	—	12	6	
		産業社会文化学 専攻	—	—	12	6	
		計	100	200	36	36	
医歯学総合研究科		社会環境生命科学専攻	—	—	88	88	
		計	—	—	88	88	
合 計			214	219	124	124	

7 別表第3の規定にかかわらず、平成16年度及び平成17年度の法務研究科及び合計の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成16 年度	平成17 年度
------	-----	------------	------------

法務研究科	法務専攻	人 60	人 120
	計	60	120
	合 計	60	120

#### 附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第50条第1項の規定にかかわらず、医歯学総合研究科の教授会は、平成17年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、保健学研究科（修士課程）及び医歯学総合研究科は、平成17年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の分子・生物科学専攻、薬品科学専攻、医療薬学専攻、環境システム学専攻、環境保全工学専攻、数理電子科学専攻、基盤生産システム科学専攻、物質分子科学専攻、生体機能科学専攻、生命分子科学専攻、資源管理科学専攻、地球・環境システム科学専攻及びエネルギー転換科学専攻（以下「従前の専攻」という。）は、平成17年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 第3項及び第4項の規定により存続する研究科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。
- 6 改正後の別表第2の規定にかかわらず、次の表に掲げる研究科及び専攻別年度別収容定員は次の表のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	修 士 課 程	医学及び歯学の博士課程	
		博士前期課程	博 士 後 期 課 程	
		収容定員	収容定員	
自然科学研究科	平成17年度	平成17年度 平成18年度		平成19年度
	平成17年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	平成18年度	平成19年度		
自然科学研究科	数理物理学専攻	7 2	—	—
	分子科学専攻	2 3	—	—
	生物科学専攻	2 0	—	—
	地球科学専攻	3 8	—	—
	機械システム工学専攻	1 6 6	—	—
	電子情報システム工学専攻	1 4 1	—	—
	物質生命工学専攻	1 3 0	—	—
	生物資源科学専攻	7 7	—	—
	生物圏システム科学専攻	6 7	—	—
	先端基礎科学専攻	—	1 5	3 0
産業創成工学専攻	—	2 3	4 6	
	—	2 3	4 6	

	バイオサイエンス専攻	—	28	56
従前の専攻	分子・生物科学専攻	38	—	—
	薬品科学専攻	33	—	—
	医療薬学専攻	20	—	—
	環境システム学専攻	34	—	—
	環境保全工学専攻	31	—	—
	数理電子科学専攻	—	34	17
	基盤生産システム科学専攻	—	34	17
	物質分子科学専攻	—	32	16
	生体機能科学専攻	—	34	17
	生命分子科学専攻	—	32	16
	資源管理科学専攻	—	24	12
	地球・環境システム科学専攻	—	24	12
	エネルギー転換科学専攻	—	32	16
計		890	335	301
保健学研究科	保健学専攻(修士)	26	—	—
	保健学専攻	26	10	20
	計	52	10	20
環境学研究科	社会基盤環境学専攻	30	6	12
	生命環境学専攻	26	5	10
	資源循環学専攻	50	11	22
	計	106	22	44
医歯学総合研究科	医歯科学専攻	20	—	—
	生体制御科学専攻	—	120	80
	病態制御科学専攻	—	108	72
	機能再生・再建科学専攻	—	90	60
	社会環境生命科学専攻	—	66	44
	計	20	384	256
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻	20	—	—
	創薬生命科学専攻	65	16	32
	生体制御科学専攻	—	40	80
	病態制御科学専攻	—	36	72
	機能再生・再建科学専攻	—	30	60
	社会環境生命科学専攻	—	22	44
	計	85	144	288
				384

## 附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の規定にかかわらず、教育学部総合教育課程及び薬学部総合薬学科は、平成18年3月31日に在学する学生が当該課程又は学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第50条第1項の規定にかかわらず、文化科学研究科の教授会は、平成18年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、文化科学研究科は、平成18年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 第2項及び前項の規定により存続する課程及び学科並びに研究科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。
- 6 改正後の別表第1の規定にかかわらず、次の表に掲げる課程及び学科並びに合計に係る年度別の収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	課程・学科	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
教育学部	学校教育教員養成課程	人 760	人 840	人 920	人 1,000	人 1,000
	従前の課程 総合教育課程	240	160	80	—	—
薬学部	薬学科	40	80	120	160	200
	創薬科学科	40	80	120	160	160
	従前の学科 総合薬学科	240	160	80	—	—
	計	320	320	320	320	360
合 計		9,400	9,340	9,220	9,220	9,260

- 7 改正後の別表第2の規定にかかわらず、次の表に掲げる研究科及び専攻に係る年度別の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程	博士後期課程	
		収容定員	収容定員	
		平成18年度	平成18年度	平成19年度
文化科学研究科	社会文化基礎学専攻	30	—	—

	比較社会文化学専攻	4 2	—	—
	経営政策科学専攻	2 8	—	—
	社会文化学専攻	—	2 4	1 2
	計	1 0 0	2 4	1 2
社会文化科学 研究科	社会文化基礎学専攻	2 7	—	—
	比較社会文化学専攻	4 0	—	—
	公共政策科学専攻	1 9	—	—
	組織 経 営 専 攻	1 4	—	—
	社会文化学専攻	—	1 2	2 4
	計	1 0 0	1 2	2 4

#### 附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定にかかわらず、平成19年度及び平成20年度の自然科学研究科の先端基礎科学専攻及び地球物質科学専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士後期課程	
		収容定員	
		平成19年度	平成20年度
自然科学研究科	先端基礎科学専攻	41	37
	地球物質科学専攻	4	8

#### 附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条の規定にかかわらず、特殊教育特別専攻科は、平成19年3月31日に在学する学生が当該専攻科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

別表第1（第52条関係）

学 部	学 科 等	収容定員	入学定員	第3年次 編入学定員
文学部	人文学科 計	人 700 700	人 175 175	人
教育学部	学校教育教員養成課程 養護教諭養成課程 計	1,000 120 1,120	250 30 280	
法学部	法学科 昼間コース 夜間主コース 計	820 80 900	205 20 225	
経済学部	経済学科 昼間コース 夜間主コース 計	820 160 980	205 40 245	
理学部	数学科 物理学科 化学科 生物学科 地球科学科 計	80 140 120 120 100 40 600	20 35 30 30 25 20 140	20 20
医学部	医学科 保健学科 看護学専攻 放射線技術科学専攻 検査技術科学専攻 計	590 340 170 170 1,270	95 80 40 40 255	5 10 5 5 25
歯学部	歯学科 計	350 350	55 55	5 5
薬学部	薬学科 創薬科学科 計	240 160 400	40 40 80	

工学部	機械工学科	320	80		
	物質応用化学科	240	60		
	電気電子工学科	240	60		
	情報工学科	240	60		
	生物機能工学科	320	80		
	システム工学科	320	80		
	通信ネットワーク工学科	160	40		
	計	60		30	
環境理工学部	環境数理学科	80	20		
	環境デザイン工学科	200	50		
	環境管理工学科	160	40		
	環境物質工学科	160	40		
	計	600	150		
農学部	総合農業科学科	480	120		
	計	480	120		
合 計		9,300	2,185	80	

別表第2（第67条関係）

研究科名	専攻名	修士課程		医学及び歯学の博士課程	
		博士前期課程 収容定員	入学定員	博士後期課程 収容定員	入学定員
教育学研究科	学校教育専攻	人 20	人 10	人 —	人 —
	障害児教育専攻	6	3	—	—
	国語教育専攻	8	4	—	—
	社会科教育専攻	16	8	—	—
	数学教育専攻	8	4	—	—
	理科教育専攻	20	10	—	—
	音楽教育専攻	10	5	—	—
	美術教育専攻	10	5	—	—
	保健体育専攻	10	5	—	—
	技術教育専攻	6	3	—	—
	家政教育専攻	6	3	—	—
	英語教育専攻	10	5	—	—
	養護教育専攻	6	3	—	—
	学校教育臨床専攻	18	9	—	—
社会文化科学研究院	カリキュラム開発専攻	14	7	—	—
	教育組織マネジメント専攻	12	6	—	—
	計	180	90	—	—
	社会文化基礎学専攻	54	27	—	—
	比較社会文化学専攻	80	40	—	—
自然科学研究科	公共政策科学専攻	38	19	—	—
	組織経営専攻	28	14	—	—
	社会文化学専攻	—	—	36	12
	計	200	100	36	12
	数理物理学専攻	72	36	—	—
理学研究科	分子科学専攻	46	23	—	—
	生物学専攻	40	20	—	—
	地球科学専攻	40	20	—	—
	機械システム工学専攻	166	83	—	—
	電子情報システム工学専攻	152	76	—	—
	物質生命工学専攻	134	67	—	—
	生物資源科学専攻	84	42	—	—
	生物圏システム科学専攻	52	26	—	—
	先端基礎科学専攻	—	—	33	11
	産業創成工学専攻	—	—	69	23
工学研究科	機能分子化学専攻	—	—	69	23

	バイオサイエンス専攻 地球物質科学専攻 計	— — 786	— — 393	84 12 267	28 4 89
保健学研究科	保 健 学 専 攻 計	52 52	26 26	30 30	10 10
環境学研究科	社会基盤環境学専攻 生命環境学専攻 資源循環学専攻 計	60 52 100 212	30 26 50 106	18 15 33 66	6 5 11 22
医歯薬学総合研究科	医 歯 科 学 専 攻 創薬生命科学専攻 生体制御科学専攻 病態制御科学専攻 機能再生・再建科学専攻 社会環境生命科学専攻 計	40 130 — — — — 170	20 65 — — — — 85	— 48 160 144 120 88 560	— 16 40 36 30 22 144
	合 計	1,600	800	959	277

別表第3（第67条関係）

研究科名		法科大学院の課程	
法務研究科	法務専攻 計	収容定員	入学定員
		人 180	人 60
合 計		180	60